

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 管理道路の管理（第2条―第6条）
- 第3章 管理用地の一時使用許可（第7条―第13条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この指針は、神戸市（以下「施行者」という。）が施行する神戸国際港都建設事業土地区画整理事業（以下「事業」という。）において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条の2の規定により施行者が管理する土地のうち、道路（以下「管理道路」という。）の管理及び管理道路を除く用地（以下「管理用地」という。）の一時使用許可について必要な事項を定めるものとする。

第2章 管理道路の管理

（区域の公表）

第2条 施行者は、管理道路の区域を公表するものとする。

（管理行為）

第3条 施行者は、管理道路の維持又は修繕、管理瑕疵対応・不法行為・賠償請求・事故対応等に伴う指導及び処分等、管理道路を常時良好な状態に保つ上で必要な措置を行う。

（管理道路の使用許可）

第4条 管理道路に、道路法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して管理道路を使用しようとする者は、施行者の許可（以下、「使用許可」という。）を受けなければならない。ただし、道路築造前（交通の用に供されていないものに限る。）の建物解体に伴う仮囲い等、第9条の規定による管理用地一時使用許可申請の方が実態に即していると判断できる場合は、使用許可を受けることを要しない。

2 使用許可に関する許可基準、使用料及びその減免、維持管理に関する費用その他必要な事項は、下記法令の規定中「道路管理者」及び「市長」を「施行者」と、「道路」を「管理道路」と、「占有」を「使用」と読み替えるものとする。

- (1) 道路法第32条 道路の占有の許可
- (2) 道路法第33条 道路の占有の許可基準
（第2項第3号及び第4号、第3項から第6項を除く。）
- (3) 道路法第34条 工事の調整のための条件
- (4) 道路法第38条 道路管理者の道路の占有に関する工事の施行
- (5) 道路法第39条 占用料の徴収

- (6) 道路法第 39 条の 8 占有物件の管理
 - (7) 道路法第 39 条の 9 占有物件の維持管理に関する措置
 - (8) 道路法第 40 条 原状回復
 - (9) 道路法第 62 条 道路の占有に関する工事の費用
 - (10) 神戸市道路占有規則（第 19 条及び第 26 条を除く。）
 - (11) 神戸市道路占有料条例
 - (12) 神戸市道路占有料条例施行規則
 - (13) その他上記に関わる法令及び基準等
- 3 使用許可を受けようとする者は、当該管理道路を公共施設として管理する者となるべき者に対して、事前に相談し、その指示に従わなければならない。
 - 4 申請書等の様式は別に定めるものとする。

（施行者以外の者の行う工事）

第 5 条 施行者以外の者は、施行者の承認を受けて管理道路に関する工事又は当該道路の維持を行うことができる。ただし、道路築造前（交通の用に供されていないものに限る。）の、管理道路上にある建物解体等で、道路面の掘削等が行われる場合は、承認を受けることを要しない。

- 2 前項の施行者の承認に関する申請、費用負担、その他必要な事項は、下記法令の規定中「道路管理者」及び「所長」を「施行者」と、「道路」を「管理道路」と読み替えるものとする。
 - (1) 道路法第 24 条 道路管理者以外の者の行う工事
 - (2) 道路法第 57 条 道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用
 - (3) 道路法第 24 条に基づく承認工事事務処理要綱（第 12 条を除く。）
 - (4) その他上記に関わる法令及び基準等
- 3 施工承認を受けようとする者は、当該管理道路を公共施設として管理する者となるべき者に対して、事前に相談し、その指示に従わなければならない。
- 4 申請書等の様式は別に定めるものとする。

（その他事項）

第 6 条 上記に記載のない事項で、施行者が管理道路を常時良好な状態に保つ上で必要な事項については、道路法に準じた対応を行うことができる。

- 2 この指針施行前に使用許可の申請を受けたもの及び同許可を行ったものは、延滞金に係る規定を除き、なお従前の例によることとする。

第 3 章 管理用地の一時使用許可

（一時使用許可の範囲）

第 7 条 施行者は、換地処分までの期間、事業の用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当するときに限り、管理用地の使用の許可（以下「一時使用許可」という。）をすることができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急的な対応として使用させるとき。

- (3) 地権者等が建築物等の建築や解体等を行う場合に、使用させることがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 施行者の指導監督を受けて施行者の事務若しくは事業を補佐し、又は代行する団体において補佐し、又は代行する事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。
- (5) 電気、ガス事業その他の公益事業を実施する者が当該公益事業の用に供するためやむを得ないと施行者が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施行者が特に必要があると認めるとき。

(一時使用許可の期間)

第8条 管理用地の一時使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えてはならない。ただし、使用期間を1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるときは、換地処分が行われる日までとする。

2 前項の使用期間は、これを更新することができる。

(一時使用許可の申請)

第9条 一時使用許可を受けようとする者は、管理用地一時使用許可申請書を施行者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により使用許可の更新を受けようとする者は、使用期間満了の日の30日前までに、管理用地一時使用許可申請書を施行者に提出しなければならない。

(一時使用許可書の交付)

第10条 施行者は、一時使用許可を決定したときは、次に掲げる事項を記載した管理用地一時使用許可書を一時使用許可を受けようとする者に交付しなければならない。

- (1) 使用料及び延滞金
- (2) 指定用途の遵守
- (3) 使用権の譲渡・転貸の禁止
- (4) 一時使用許可の取消し又は変更
- (5) 損害賠償
- (6) 有益費等の請求権の放棄
- (7) 前各号に掲げるもののほか、神戸市公有財産規則第27条に準ずる事項

(許可使用料)

第11条 管理用地の一時使用許可に係る使用料（以下「許可使用料」という。）は、当該土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額を月額基準とし、かつ、収益性、立地の条件その他の事情を考慮して決定しなければならない。ただし、第7条第1号から第3号の規定に該当の場合又は施行者が特に必要があると認める場合は、許可使用料を無償とする。

2 第7条第5号の規定により一時使用許可を受けた場合における許可使用料は、神戸市道路占用料条例第2条別表により算出するものとする。

(許可使用料の日割計算)

第12条 使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の許可使用料は、1箇月を30日として日割で計算する。

(許可使用料の還付)

第13条 一時使用許可の期間が1箇月を超える場合の既納の許可使用料は、次の各号のいずれかに該当したときに限り未使用期間の許可使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 管理用地を公用又は公共用に供するため一時使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 一時使用許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、管理用地の使用の開始又は継続ができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市局長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

附 則

この指針は、令和6年8月1日から施行する。